解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年四月十四日周南市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月三十日

山口県周南市大字湯野三八五二番地
清算法人周南市湯野土地改良区
代表清算人　弘中　壽

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月三十一日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月三十日

茨城県水戸市大工町一丁目二番三号
大工町1丁目地区市街地再開発組合
代表清算人　平松　克章

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年四月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月三十日

東京都中央区日本橋本石町三丁目二番一二号社会保険労務士会館八階
全国社会保険労務士厚生年金基金
代表清算人　浅香　博胡

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年四月十五日開催の理事会及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月三十日

富山県高岡市東下関四番三五号
学校法人吉野学園
清算人　吉野　秀男

第五十九期決算公告

平成二十六年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	六一二、九三〇、一一七
固定資産	三九四、六二五、三一六
資産の部合計	一、〇〇七、五五五、四三三

負債及び純資産の部

流動負債	五九二、四四六、一七〇
固定負債	三七、五九三、八五六
株主資本	三五七、一八七、四五八
資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	五五、一八五、九一六
資本準備金	五五、一八五、九一六
利益剰余金	二五二、〇〇一、五四二
利益準備金	九、七八〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二四二、二二一、五四二
（うち当期純利益）	（五、一二八、九六六）
評価・換算差額等	二〇、三二七、九四九
負債及び純資産の部合計	一、〇〇七、五五五、四三三

平成二十六年五月三十日

名古屋市守山区西川原町二八〇番地
昭和酒類販売株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市山田町一四四番地、最後の住所青森県八戸市売市一丁目二番二八号　マイライフ　被相続人　亡　舩窪　清江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月三十日

事務所青森県むつ市金谷一丁目四番一八号
相続財産管理人　司法書士　川口　行雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市本吉町泉二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　及川　惠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月三十日

宮城県栗原市築館伊豆一丁目四番二二号二階　相続財産管理人　弁護士　庄司　智弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市立野二八九番地、最後の住所千葉県市原市立野三四一番地

被相続人　亡　切替　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月三十日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号
袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　瞳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市新町二一九番地、最後の住所千葉県佐倉市臼井台一二四五番地四

被相続人　亡　髙橋　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル七階　丸山総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡中井町雑色一四番地一、最後の住所神奈川県足柄上郡中井町雑色一四番地

被相続人　亡　齋藤　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月三十日

神奈川県小田原市本町一―七―二〇　三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石井　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大字旧塩尻五五〇番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　竹林　敏博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月三十日

長野県諏訪市高島一丁目六番九号
相続財産管理人　弁護士　清水　智弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪府東大阪市上六万寺町一三番四七号東大阪養護老人ホーム

被相続人　亡　横谷春江こと　李　順伊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月三十日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階
相続財産管理人　弁護士　入江　教之

決　算　公　告

平成26年5月30日

バルバドス国セント・マイケル、コリーモア・ロック、チェルストン・パーク、2番ビル

RBCキャピタルマーケッツ・ジャパン・リミテッド

日本における代表者　遠藤三奈子

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	8,709	営業債務	8
営業債権	98	関係会社支払債務	644
関係会社受取債権	577	退職給付引当金	644
その他の流動資産	58	その他の負債	822
非流動資産		資本	
有形固定資産	182	資本金	11,745
無形資産	7	資本剰余金	31
その他の投資	77	利益剰余金	△ 1,633
繰延税金資産	445	その他の資本の構成要素	△ 2,105
資産合計	10,156	負債及び資本合計	10,156